



留寿都村

議会だより



～ 待ち遠しい季節の到来 ～

| | |
|------------------------------------|-------|
| 平成28年第1回定例会（一般質問・審議状況）…………… | 2～13 |
| 議員全員協議会審議状況…………… | 13～15 |
| 第1回定例会審議結果、第1回臨時会、第2回審議結果 …………… | 16～19 |
| 議会日誌、編集後記…………… | 20 |

平成28年5月20日

No.

147

平成28年第1回定例会

平成28年第1回定例会は、3月8日に招集され、会期を3月16日までの9日間と定め、場谷村長から平成28年度村政執行方針、森教育長から平成28年度教育行政執行方針が述べられた後、条例の一部改正8件、平成27年度補正予算3件、平成28年度予算7件を議決しました。

3月16日に再開し、一般質問を終結した後、規約の変更2件、計画の策定1件、平成27年度留寿都村一般会計補正予算1件、意見書2件、決議1件を議了し閉会しました。

一般質問(要約)

第一回定例会では五名の議員が一般質問を行ないました。

「学校安全の取組について」



玉手保弘議員(質問)

避難訓練・交通安全教室なども含め、学校安全に取り組まれていると思いますが、毎年全国の各学校では様々な事件・事故がテレビなどで報道されています。学校管理下の事故災害は全ての校種を合わせると年間百万件以上発生しています。情報社会の現代、年々変化する社会情勢の中、子どもたちを取り巻く環境も変わり課題も多く、子どもたちの安全を脅かす事故災害は学校に関わるものに限ってもきわめて多様であります。天災や火災、不審者の侵入や誘拐、食中毒を含む感染症、授業

や課外活動における事故、登下校時の交通事故など事故災害は多岐にわたります。これからは、新たな訓練も含め更なる危機管理対策が必要です。

一 これまで留寿都の学校で起きた事故災害の分析は充分になされ、その後の安全管理に活かされているのかお伺いします。

二 指導力の向上につながる教員同士の安全研究は実施しているかお伺いします。

三 児童生徒が安全・安心な環境で学校生活が送れるように、多様な事故災害対策の現状と今後の取り組みについてお伺いします。

現状・課題を明確にしたうえで安全管理に取り組んでまいります

森教育長(答弁)

学校生活における危機管理の在り方に対する基本的事項として、児童・生徒の生命を守ることを第一に考え、危機の予測、未然防止、危機発生時の対応、更には、再発防止に向けた取り組み

みが重要であり、学校安全に向けた普段の取り組みが求められています。

村内各学校においては、危機管理の徹底を図るため、危機管理マニュアル等を作成のうえ、災害や事故等に備えているところです。その内容は、様々な事故等を想定した未然防止対策や事故後の速やかな対応など基本的な事項を示し教職員の共通認識としているものです。

具体的には、交通事故、火災、地震、食中毒などの各種事故や災害等の対応また、いじめ問題、不登校、薬物乱用などの問題行動の対応。更には、学校における不審者侵入時の対応など緊急事態発生時の対応や連絡、指導体制など多種多様にわたっているところです。

一点目の事故・災害の分析は充分になされ、その後の安全管理に活かされているかとお尋ねですが、怪我等については、平素より全国の事故等も含めて、事故の分析、確認のうえ、毎年危機管理マニュアル等の見直しを行っておりますが、必要に応じて変更や追加などを行い、その後の安全管理につなげているところです。新聞やテレビなどで報道された大きな事故、例えば小学校では、運動会の組体操などについては、他校の問題としてではなく、自校の課題と受け止めたうえで、その原因を分析し、高さや補助員の配置など十分に検討したうえで実施しております。また、毎月、安全点検を実施、複数の目で危険箇所の確認や登下校時

の通学路の確認を行ない、全校集会や学級会などで児童への指導を徹底しているところだ。

二点目の教員同士の安全研究の一つの例として、小・中学校では、夏季休業中に教職員のAED研修などを行い、教職員の防災意識を高めております。

また、高校では、アレルギー対応として、エピペン*の使用法の教員研修会や関係機関主催の薬物乱用防止教室に参加し、その成果を校内で報告する機会を設け教員研修に努めるなどの取り組みを行っています。その他、各学校では、外部講師を活用した安全教室開催に伴う教職員の参加や北海道教育委員会が開催する各種研修会に参加のうえ、スキルアップを目指し安全対策に取り組んでいるところです。更には、各学校において、マニュアルに基づいた各種訓練を実施し、その後の反省の中で課題を明確にし、改善しているところだ。

三点目の多様な事故・災害対策の現状と今後の取り組みについては、日常的な校舎の巡回をはじめ、村内の危険箇所を記した校区安全マップの配布、登下校時の安全パトロールなど、小さな危険を見逃さない目を養うとともに、情報の共有化、緊急時の指示系統の確立など、しっかりと確認しているところです。

各学校では、それぞれの対策を進める中、今後も現状・課題を明確にしたうえで安全管理に取り組んでまいります。

すが、学校内の事故等の危険性は、複雑多岐にわたることから常に時代に即した対応、危機管理が必要であり、職員共通理解、認識のもと進めることが重要だ。

一つの例ですが、ネットモラル教室や留寿都村の特徴ともいえる外国人観光客の増加に伴う対策、ハチや食物によるアレルギー対応なども含めて、求められる新しい安全指導につながる情報を収集するなど改めて各学校の安全管理について注視してまいります。

文部科学省では、これまでも学校安全について、学校保健安全法に基づき、各学校における安全に係る取り組みを総合的かつ効果的に推進するため学校安全の推進に関する計画を策定しておりますが、平成二十八年度までとなっております。ご指摘のありました原因等の分析も含めて、成果や課題、更には、情勢の変化等を検証したうえで改訂等が行われるものと思われまます。こういった国の動向も踏まえながら、本村にあった安全第一の取り組みになりますよう検討してまいります。

*エピペンとは、ハチ刺傷、食物アレルギーなどによるアナフィラキシー症状の進行を一時的に緩和し、ショックを防ぐための補助治療剤(アドレナリン自己注射薬)です。

玉手保弘議員 (再質問)

昨年度の校種別の事故災害は何件、

あったのでしょうか。あったとしたら、その後のケアは十分なされておりましたか。

留寿都は豪雪地帯で集団下校も考えられます。交通安全のための通学路の看板はありますが、歩道が整備されていない区間もあり、冬季は雪山もでき危険箇所もあります。その指導はされているのでしょうか。

森教育長 (再答弁)

事故等はそれぞれ五回から十回前後く

「交流人口の拡大と地方創生の推進について」

定住人口の増加はあきらめたのか

地域の活力を高める具体的な取り組みは何か

玉手保弘議員 (質問)

村政執行方針で、「定住人口の増加のみを前提とする地域づくりは、既に限界を迎えている」とありますが、定住人口の増加はあきらめたかのように聞き取れます。これまでどのような取り組みを実施し、何をもってその結論に至ったのか伺います。

また、具体的な事業名を記述しているところもあるなかで、「豊かな地域資源を活かして、交流人口の拡大を図る、

らいはあります。その件数は災害共済制度に加入しており、そこに請求する分ということになります。

外国人観光客が増えており、皆さんが必ずしも不審者ということではありませんが、気軽に声をかけてくることに對しての指導は必要かと思っております。

歩道の除雪については、管轄する部署に働きかけをしておりますし、学校からも子どもたちに指導してまいります。

「地域の活力を高める取り組みを進める」など、具体的な記述がありません。どんな取り組みをし、何をやるつもりなのか伺います。

「交流人口」の増加を図り、それを「定住化」につなげていく

場合谷村長 (答弁)

「定住人口の増加のみを前提とする地域づくりは、既に限界を迎えている」との記述についてのお尋ねですが、本村の人口対策については、人口が現在の二倍にも三倍にも増やしたいという大きな希望を抱いて取り組んでいるところです。これまで、「交流人口」の増加を図り、それを「定住化」につな

げていくため、「働く場の確保」、「住まいの確保」、「子育て等環境の整備」など、一体的に進めていかなければならない政策課題と捉え、できることから速やかに取り組むべきと考えて進めてきたところです。具体的には、交流人口の増加を図るための対外的なPR、留寿都ファンを多くつくるため、ルート製菓とのパートナーシップの締結をしましたが、ルート製菓からは、陰に陽に大阪方面からの本村のPRやそのための提案をいただいたり、ふるさと納税にご協力をいただいたりしております。また、童謡『赤い靴』を縁に持つ港区や横浜市等に対しパートナーシップの締結の働きかけを行っているほか、モトクロスなどイベント誘致、更には札幌大通りビアガーデンでのPR活動、ふるさとまつり、産業まつりを始め各種イベントを通じたPR活動などを進めてきました。そして定住人口の増加を図るため、住まいの確保としての「民間賃貸共同住宅」の建設を始め、働く場の確保として「経営革新等支援事業」による新規創業者や既存事業者の新たな事業展開等に対して支援することとしてきたところです。

また、子育て環境の整備については、「るすつ子どもセンター」の建設といったハード面の整備に加え、乳幼児医療費の中学卒業までの対象年齢の拡大と妊婦一般健康診査の際に実施する超音波検査の公費拡大、本村独自事業のおたふくかぜ・ロタウイルス・B型肝炎の予防接種などソフト面の整備をしてきたところです。更に、快適環境とするため、生涯学習バス及び福祉バスの購入のほか、スクールバス、生涯学習バス、福祉バスの持続的な運営のため、一体的な管理運営の完全民間委託等を進めてきたところです。しかしながら、日本全体の人口が減少し、その減少幅が拡大していく中であつて、客観的に本村の人口を今以上に増加させる具体的な何かが今のところ無いのも事実です。

そうしたことから、単に人口増加を追い求めることばかりではなく、人口減少を抑制しつつ、地域に賑わいや活力があり、地域の方々が安心・安全で快適に暮らしていけるような、また、そのことによつて他から来て住み付きたくなるような、本村のポテンシャルを最大限に生かした地域づくりを進める必要があるといった主旨で記載した次第です。

「交流人口の拡大」や「地域の活力を高める」ために、どんな取り組みを行うのかについては、これまでの取り組みを引き続き推し進めることに加え、新年度においては、港区とのパートナーシップの締結の実現を目指しているほか、イベント誘致として全日本スキー技術選手権大会への支援を行うこととしています。定住人口の増加を図るため、民間賃貸共同住宅十二戸の建設や経営革新等支援事業による新たな事業展開等に対する支援についての制

度化を進めたい。また、新たに助産師による産後訪問による相談体制の確立や乳幼児用の紙おむつの購入費の一部助成をすることとしています。さらに留寿都診療所において四月から月二回、整形外科専門医による診療を開始することとしています。そのほか、「ふるさと納税」として本日現在、五千六百件、約一億二千万円のご寄付をいただいております。その九割以上は道外からであり、その九割以上は道外からである本村の農産品等の返礼品を通じ一層多くの方々に本村の魅力を感じてもらい、それが更なる誘客につながることも期待しています。

玉手保弘議員 (再質問)

交流人口の拡大、地域の活力を高め

「高齢者の認知症対策について」



浪越和一 議員 (質問)

る取り組みについて、平成二十七年度はどのような感触だったのか、成果はあったのか。

ルート製菓との関係で、ふるさと納税以外で本村の魅力をPRする取組はあるか。

場谷村長 (再答弁)

観光については大きな入り込みになりました。地域の活力としては、ふるさと納税の返礼品のうち、村内の農産品の売上が四千万円程度で域内経済として影響を及ぼしています。

ルート製菓には、留寿都のPRについて考えていただいています。

昨年政府が発表したところによると、十年後の二〇二五年には六五歳以上の認知症の高齢者が七百万人前後に達する見込みとのことで、これは、現在の七人に一人から、五人に一人に増えることとなります。

昨年公表された「留寿都村人口ビジョン・総合戦略」では、十年後の六十五歳以上の高齢者は五百十七名と推計しており、この数値から推計すると、留寿都村における認知症の高齢者が十

年後には百人を超える恐れがあります。これは統計上の数値であり、必ずこうなるというものではありませんが、多くの住民にとって他人事とは言っていない数字であります。

留寿都村においても、高齢者の認知症の予防対策とともに、認知症になっても安心して暮らせる環境の整備を急がなければならぬと考えます。

次の点について、今後どのように進めていく考えか答弁を求めます。

一つ目は、自立した高齢者を対象とした健康運動指導士による介護予防運動教室の開催です。

現在、地域包括支援センターによる「いきいき体力アップ教室」が介護予防運動として、また、教育委員会による「スポーツ教室」が体力向上を目的に開催され、健康づくりが進められておりますが、「いきいき体力アップ教室」では物足りないが、「スポーツ教室」はキツイ、このような年代、体力の方を対象とした「体力づくり、認知症予防運動教室」を開催し、認知症の予防を図るべきと考えます。

二つ目は、高齢者が気楽に立ち寄れる交流の場の開設です。

高齢者が会いたい人に自分の足で歩いて会いに行き、お茶を飲み、レクリエーションや運動で交流できる場所を確保し開設することにより、認知症発症者を減らすことができると思いますが、交流できる場所を開設し、認知症発症による家族や社会の負担を軽くすべき

と考えます。

三つ目は、地域で認証ケアを行う認知症コーデイネーターの育成を図るべきです。

認知症は、誰もが発症すると思っていなければならぬと思いますが、一方で認知症のケアなどの経験や専門的な知識を持った住民はごく限られているのが現実だと思えます。地域で家族等の相談やケアを行う認知症コーデイネーターの育成を急ぎ、家族の負担軽減を図るべきです。

四つ目は、小中学校教育における認知症教育の推進を図るべきです。この質問は認知症高齢者の支援と子どもたちの教育推進の両方の責任者である村長に答弁を求めます。核家族化が進む中、高齢者を自宅で看取る（みと）ことが皆無状態になってきている昨今、子どもたちが高齢者の認知症を経験する機会がなくなってきています。しかしながら、十年後には高齢者の五人に一人は認知症となるとの推計もある現実を考えると、子どもたちが地域において認知症の高齢者と交流する機会が増えると思えます。その時に温かく見守れる人間形成のため認知症教育を進めるべきと考えます。

高齢者の誰もが健康で生き生きと自立した生活を送ることができるよう心がけている

場合村長（答弁）

認知症にならない方法はありませんが、どうすれば認知症になりにくいかにいうことが、最近の研究でわかってきています。運動とか口腔機能（こうくう）を向上させることが、認知機能の低下予防につながる可能性が高いと言われています。現在、本村では高齢者を対象として、月に一度、リハビリ専門の理学療法士を招き、介護予防の取り組みとして、「いきいき体力アップ教室」を実施しており、また、食事や口腔に関する予防対策として、留寿都歯科診療所の先生による教室も奇数月で実施しております。参加者は二十名から二十五名で身体の状態に応じたグループ化をしたうえで保健師が張り付き、実施している状況です。個々人の身体状況に応じ、臨機応変（りんきおうへん）に対応できますので、当面はこの教室をベースに進めさせていただきたい。

多くの人と接触し、会話することで認知症予防の効果が期待できるといわれていることから、交流の場は認知症対策の一つと考えています。しかしながら、交流場所の開設は管理運営主体組織の問題、場所の問題など課題として考えられます。現在のところ村政懇談会あるいは直接的な組織要望は伺っていないことから、今後二一三を見極めたい。

認知症の人とその家族への相談・支援体制として、地域包括支援センターが総合相談窓口を担い、民生委員や高齢者福祉の関係者による高齢者サービ

ス調整会議等において、対象者を把握し、訪問・相談・支援を行ってまいります。

改正介護保険制度では、専門医や医療・福祉系の専門員による「認知症初期集中支援チーム」の設置と「認知症地域支援推進員」の配置を平成三十年度までに全国のすべての市町村で進めなければならぬとされています。本村では、必要とされる有資格者の研修受講を平成二十八年度に予定しているところです。「認知症地域支援推進員」は、医療機関や介護サービス事業所などをつなぐ連携支援や認知症の人やその家族からの相談業務などを行うもので、ご質問にある地域で認知症ケアを行う認知症コーデイネーターに該当するものと考えています。このような体制が整うことによりサポート体制が強化されると考えています。認知症の人ができる限りその地域で住み続けることができる地域の理解と協力が必要ですので、この認知症サポーターを養成していくことを考えています。地域包括支援センターの職員が認知症サポーターの講師となるキャラバンメイトの資格を取得していますので、今後、認知症サポーターを増やしていきたいと考えています。

高齢化が進展する中で子どもたちが高齢者について正しく理解し、思いやりをもって接する態度や力を養うことは、社会の諸課題を解決する力を育むうえで大切なことだと考えています。

地域の実態に応じた高齢者福祉に関する学習は大変参考になる取り組みであると考えていますので教育委員会や学校と検討してまいりたい。

浪越和一 議員（再質問）

健康のための運動をやるべきだと質問しましたが、現在の枠の中で対応したいとのことですが、私は今の体制では参加しづらいので別なものをやってほしいと言っているのです。もっと前向きに考えていただきたい。参加した人がもう少し運動したいと言っています。民間等の協力をもらいながらも一週間に一回でもやってほしい、もう一つ新たに違うことをやるという気構えを持つていただきたいと思えます。

拠点づくりのことでありますが、八十歳を超える人は出てこない村政懇談会で要望がないのは当たり前で、要望がないからではなく、その人たちが元気で暮らしていくためには、歩いて会いたい人に会いに行ける、お茶も飲み、運動もでき、交流もできる、そういう場所が欲しいのです。札幌なら民間がやっていますからいいのですが、留寿都にはそれがありません。ただ、空き住宅・空き店舗はあります。民間が開設しようとしたときに資金不足で融資も受けられないで挫折したという話を聞いております。その時に役場がどういう対応をしたのかはいいのですが、現実にはそういう民間の方もいるので、空き住宅・空き店舗を村で確保し、無料で貸す、

安く貸すという方法からスタートするということも可能かと思えますので、もう一度考え直していただきたい。

認知症サポーターを増やしていくということとは、ぜひ進めていただきたいし、すぐに行動を起こしていただきたい。

子どもたちの教育の関係も、今十歳の子どもが十年後には一人前の大人になります。その時に認知症の理解をしていなければ、安心して徘徊もできなくなります。認知症を経験した人が学校でお話をすればよいのです。子どもたちは分かれます。福岡県の大牟田市で子どもたちが勉強したときに「思い出を忘れてしまうのは悲しい。僕が新しい思い出をつくってあげる」と子どもは感想を寄せています。お金のかかることではないので、直ちに手を付けていただきたい。

場谷村長（再答弁）

いきいき教室は、参加しづらい、別ものをやってほしいというご意見ですが、諸般の事情等があつてできるものからやっていきたいと考えています。スタッフの問題、教える人の技術の問題もあります。参加しづらさの分析もして、工夫してやっていく中で対策を考えて進めさせていきたい。

交流場所の関係は、今後、充分要望をお聞きしていきたいと思いますが、何といつても管理運営の問題等々があります。二ノズのある塊があつて、組

織を育てていくことも重要であり、グループとしてそういう方々の要望があるか、その辺の二ノズも見極めていきたいと思えます。

認知症の大変さ、介護する方々の大変さを知っております。ケアコーディネーター、スピード感をもって進めさせていきたい。

「民間賃貸共同住宅促進事業について」

危機感を持って住宅問題に対応すべき

小中学校の教育については全く賛成です。ハンディのある人もない人もお互いに支え合う、理解し合うことが大事で、まさにノーマライゼーションの考え方であり、その普及のためにも進めていくべきものとして教育委員会と学校と相談してまいりたい。



岩田信雄 議員（質問）

「民間賃貸共同住宅促進事業」は、移住・定住対策、子育て世代が生活を続けられる住宅環境を確保する観点から、村が直営で実施する方法ではなく、民間事業者に建設費用の一部を補助することによって、建設を促進する考え方により実施したはずであり、しかも

村営住宅入居の円滑化として、中高所得者の受け皿住宅の提供、所得基準により公営住宅に入居できない方々の受皿住宅、定住促進等特定目的の住宅供給を実施するための事業と聞いています。現在、建設中の住宅は、完成前に既に入居者が決定していると聞きました。その中には、教職員や役場職員が含まれているとのこと。そして、そのために入居を希望する一般住民が入居できない状況が生じています。公営住宅に入居できない教職員や役場職員が民間施設に入居するのは分かりませんが、昨年、議会常任委員会として教職員住宅の状況を視察しましたが、使用されていない住宅が七戸もありました。教職員住宅がありながら、教職員住宅を空き家にしておきながら、新しく建ててもらった住宅に教職員が入居するのはどうでしょう。教育委員会に確認すると、「公営住宅からの移行者が

ないと聞き、空いているなら教職員分として、二戸確保することをお願いした」とのことでした。そもそも公営住宅からの移行や移住者向けではなかったのか。そのために上限家賃を設定したのではなかったのか。公営住宅からの移行に向けてどのような働きかけをしたのかお聞きします。

教職員住宅が不足しているなら、同じように建設することを考える必要があるし、修繕が必要ななら修繕すればいい。既存の教職員住宅を修繕もせず使用しないで放置して、自然に朽ちてしまうのを待ち続けるつもりなのか。修繕して活用するか、古くて教職員が使用しないというのなら、それでも希望する一般住民に開放することを考えてはどうでしょうか。

民間施設とはいえ、村が建設補助を出す施設に結果的に教職員や役員職員が優先的に入居すると、教育委員会や役場のための補助金といわれるのではないのでしょうか。今後は入居募集などをオープンにするなど、公平さに対する条件を課すことが必要ではないでしょうか。真狩村は二十八年度予算で、教職員住宅三戸を改修して、子育て世代に貸し出す移住・定住促進事業に一九〇〇万円の予算を計上し、賃貸共同住宅を建設する民間事業者に助成する事業に対しても予算を計上されました。真狩村は公営住宅が本村よりも多く、住宅問題がないように思われましたが、移住・定住には住宅整備がいかに必要

かということではないでしょうか。これだけ住宅が不足している本村が、教職員住宅七戸を空き家にしておくのはどうなのでしょう。まして、今回、民間共同住宅に入居するなら、九戸の教職員住宅が空き状態になるのです。本村はもつと危機感を持って対応すべきです。平成二十八年度の事業推進にあたり、それらについてどのようにするつもりなのかお聞きします。

**教職員住宅は民活で進めたい
異動等を見据えながら所管替
えのうえ利活用を考えたい**

場谷村長（答弁）

本村においては住む場所が不足しています。そのため、住宅対策として老朽化した村営住宅の整備及び本事業を進めているところですが、本事業は、民間の方に建設していただくもので、家族を持つ世代を核とする住宅ニーズに定めることや村営住宅の入居基準を超える方の受け皿として、更には移住・定住の方も含めて手頃な値段で住んでいただくことを目的として進めたものです。

本村には三十一棟三十五戸の教職員住宅がありますが、本村を職場とする教職員は四十一名おりますが、そのうち十一名が他町村から通ってきております。年によって留寿都に居住する先

す。仮に全員が住宅を利用する場合は不足することになります。このため、現在何戸が使われていないからというだけでのみ、直ちに処分するということにはならないことをご理解願いたいと思います。

それから教職員住宅は民活で進めたいという考えです。耐震基準を満たしているものは修繕等を加えるなどして今後も活用を図っていき、特に老朽化の進んでいる五棟九戸は、教職員の異動向や民間住宅への居住等を見据えながら、行政財産から普通財産に所管替えをしようとして利活用を考えていきたい。

公営住宅から移行する対象者として、該当する高所得者入居者四名に対して、昨年十二月、担当課長名で民間賃貸共同住宅への転居希望がある場合は、その補助事業者に対して適宜面接等を実施のうえ、入居の可否を決定していただくよう調整を行っていたのですが、期限を過ぎても申し込み、問い合わせに無かった旨の報告を受けたもので

入居募集をオープンにして、公平さに対する条件を課すことが必要ではないかとのことです。事業を進めるにあたり事業実施方針や公募型プロポーザル事業者募集要項を制定して事業を展開していますが、入居者の募集にあたっては、補助事業者の采配、いわゆる市場原理に基づいてやっていたきたいという考えです。

岩田信雄 議員（再質問）

広く募集していただかないと分からない住民もいる。仮に内々で決まっていたとしても、公募する条件にしないと不利益を被るのではないのでしょうか。村は入居規定を課すことが大事だと思いますがいかがでしょうか。

公住からの移行についても、特に斡旋もせず、移行のために働きかけ、転居費用の助成などの優遇措置などもしなければ移行するはずがない。移行する、しないは本人の自由ですが、村営住宅入居の円滑化、中高所得者の受け皿住宅と、ただ口先だけで本気で言っているようには感じられない。

場谷村長（再答弁）

この事業は建てる方と住む方の両方向のニーズに対応した制度として考えています。そういう前提で家主が市場原理のもとで個々の契約をすることに對して村がどうこう申すことは考えていません。やはり移るにはお金がかかるとか、いろいろな希望があると思います。行政は一応フレームをつくって、あとの運営は一般の市場に任ずることが最適だと思っておりますので、そういう考えで今後も進めさせていたきたい。

「交通弱者に対する交通手段の確保について」

やれることから確実に進めてはどうか

岩田信雄 議員（質問）

村政執行方針において、交通弱者に対する施策として、「国の規制緩和への動向を踏まえて検討する」とありましたが、この一年、プロジェクトチーム、生活交通会議の意見を尊重して対応すると言っていました。国の規制緩和まで交通手段を考えられないのか。村はこの一年、国に対してどんな働きかけをしたのか。国の動向を待つだけではなく、現在村としてやれることから着実に進めてはどうでしょう。この件については、平成二十七年第一回定例会の一般質問でも取り上げられており、「スクールバスの一般村民混乗等の可能性について」も検討を進めることとしていたようですが、その検討結果はどうなったのでしょうか。どのような組織とどれくらい協議されたのかお伺いいたします。

スクールバスの一般村民混乗は住民理解にまで至らなかった

場合谷村長（答弁）

バス路線しかない公共交通機関の薄い本村においては、交通手段の確保

は大変重要な政策課題であると認識しています。いわゆる交通弱者の交通手段の確保のあり方については、平成二十五年に庁内若手職員から成るプロジェクトチームを立ち上げ、現有バスの一体的管理運営の完全民間委託のほかに、老人福祉バスの利用用途を拡大して、有効な活用が図れないか、スクールのバス一般混乗、スクールバスなどのデマンドバス運行、村内循環バスとしての運行について、利点や問題点等について検討整理をしたところです。二十六年度には、外部の方々のご意見を伺うべく「生活交通会議」の設置をして、プロジェクトチームで検討整理した事項についてお諮りしたところで、同会議からは、持続的な運営体制の確保については、財政的な視点や地域住民雇用配慮した民間委託による一体的な管理とすべき、スクールバスの一般住民の混乗については、保護者や住民理解が必要ではないか、スクールのバスのデマンドバスとしての活用については、財政的な視点を考慮して、タクシートの活用も含め試験的な運行から実施してどうかというご意見をいただいたところです。さらに、老朽化した生涯学習バス、老人福祉バスの更新をすべきというご意見もいただいたところ。それを受け、生涯学習バス、老人福祉バスを更新し、スクール

バス、生涯学習バス、福祉バスを民間に一体的管理委託して現在に至っています。

スクールバスの一般村民の混乗については、教育委員会において保護者や住民の理解が得られるか学校関係者等から意見聴取するなどいろいろ検討されたところです。災害等を含めて登下校時間の変更や休校の場合の住民周知は困難ではないか、通学生がいる地区しか運行しないので、全村民が利用できず公平性を欠くのではないかと、毎年通学生が変わるのでルートが固定されないのではないか、遠足、スキー授業、部活などで活用することもあり、定期的な運行ができない、お年寄りなどの乗降に時間がかかり、登校時間に影響を与えるのではないかと、誰か分からない大人が乗る不安感があるなど。どれも尤もな意見であり、住民理解にまで至らなかったということです。

国への積極的な要望については、交通手段に機動性を持たせるために、タクシィ会社の設立要件を緩和するとか、現在、社協に委託している過疎交通の規制緩和をして、利用する人の範囲を拡大すべきと、上京の際にも内閣府の担当参事官に要請したところです。その数か月後に国が「白タク特区法案」を通常国会に提案するという情報が流れておりました。現在の審議状況ですが、「自家用有償観光旅客等運送国家戦略特区改正法案」が閣議決定され、今国会に提出される見通しになっており

ます。この法案に対してタクシィ協会・ハイヤー協会が反対していることから、紆余曲折はあると思いますが、この法案の推移を見て対応を検討したいと考えています。

岩田信雄 議員（再質問）

道議、衆議院議員に要望する機会があるときには要望する必要があるのではないかと。数日前、村民の方が相談にいられて「三年間、行政にお願ひしても何の進展もない。タクシィ会社をつくれぬか。そのためには出資してもいい」とのこと。村民の中には、交通手段がなくて困っている人たちがたくさんいる。切実な問題なので。早急に検討するべきではないか。

場合谷村長（再答弁）

要望の回数が足りない、声を大にして要望すべきとのことですが、要望書としては、出していないので今後、考えていかなければならないと思っております。

「新規就農の受け皿づくりについて」

新規就農の受け入れについて、村政執行方針では表現されていない

岩田信雄 議員（質問）

新規就農の受け入れについては、昨年十二月定例会において、秦議員が質問しており、「住まいの確保の一環として現在使用していない教職員住宅の有効活用を図る」「村有地の優先売却譲渡を考えている」と答弁しています。平成二十七年十月に策定した「人口ビジョン・総合戦略」にも「新たな担い手が増えるための支援を行う」旨の記載がありますが、「村政執行方針」では表現されていません。そのことについてどのように考えているのかお聞かせください。総合戦略は取り組みの実施期間を平成三十一年までの五年間と

し、平成二十八年からすぐに実施できないものもあるとは思いますが、この問題はできる限り早い対応が必要だと思います。

村有地を新規就農者、移住者等へ優先、売却譲渡したい

場合谷村長（答弁）

新規就農の受け入れについて、村政執行方針では表現されていないということです。人口ビジョン・総合戦略」に基づく施策を推進することを記載させていただいています。使用しないと見定めた教職員住宅については、以前答弁したように、宅地部分の村有地を分筆、建物とセットで、新規就農者、移住者等への優先、売却譲渡したいという考えに変わりはありません。

「村政執行方針について」



坂庭 進 議員（質問）

「定住人口の増加のみを前提とする地域づくりは、既に限界を迎えている」とのことですが、「人口ビジョン・総合戦略」に基づく対策を推進し、「雇用・人の流れ・生活環境の向上」に取り組むとありますが、具体的に

聞かせください。

「政策立案に必要な能力や資質の向上を図るなど、職員研修を実施し、また、村職員自身が地域の実情を充分理解し、住民との信頼関係を育むことを始め、日常の執務では得られにくい、職場外から受ける刺激や気付きは、人材育成の重要な要素であることから、引き続き地域担当職員制度の活用」とあります。これは村長が村政に携わってから三年間の公約だったと思います。どう評価されているのかお聞かせください。

「地域おこし協力隊との連携の下で、地域資源交流センターの活用と農林水産物直売所の販売促進に努める」としています。地域おこし協力隊員は、任期終了後も起業の意思があれば村がその希望に応じて、定住してもらえるように応えなければならぬと思います。これについてお聞かせ願います。

場合谷村長（答弁）

「雇用の場・人の流れ・生活環境の向上」に取り組むことについての考えですが、雇用の場というのは、本村の産業である農業や商工業を振興することによって、後継者や担い手不足を抑制するとともに、雇用の増加や多様化を図って村内で働く人を増やしていくこととしているものです。人の流れというのは、本村の魅力を広く村外の方に伝えるとともに、定住や移住を促すうえで必要な環境を整え、Uターン

や通勤者も含め転入を促すものとして考えています。生活環境の向上は、若者や子育て世代が本村で生活を続けたい、子育てや教育をしたいと思える環境を整えて、若い世代の転出抑制、転入促進を図っていききたいということ。住み慣れた村でいつまでも健康的に生活できる環境を整え、転出を抑制することです。具体的には、農業者への生産性向上を図るための各種補助支援、起業家への支援策、村のPRをするイベント参加、住宅整備支援、子育て世代への経済的負担軽減のための助成あるいは地域医療体制の充実などの取り組みを実施していくことを考えています。

地域担当職員制度は、現在、毎月二回、職員が地区連絡員宅に文書を配付し、その際に地域の困りごとなどをお伺いしているほか、地区会議への参加や一般の方々からのご相談等に随時対応することとしています。文書配付をメインの活動のように受け止められがちですが、普段地域に出向く機会の少ない職員も多数おります。災害時などの突発的なことで職員が現場に出勤しなければならぬ場合の迅速な対応が可能となるように、職員が常に地域の実情を把握しておくことが日頃の危機管理対策の一環として、有用なものと考えています。

行政と地域を結び付けることや相互の信頼関係を築くことについては、充分とは言えないのでさらに努力して、今後も継続して取り組んでいかなければ

ばならないと考えています。

地域おこし協力隊は、現在三名の方が活躍しています。それぞれの方々が高い実績を上げて、地域の方々に親しまれています。今年任期満了となる二名の就業等の意向確認や身の振り方について相談を受けてきたところです。二人とも当面は本村に留まり、一名は個人事業主を目指しており、もう一名は、これまで同様、農林水産物直売所の販売促進、イベント企画による本村のPR業務のほかに更に「道の駅」の管理運営のあり方についてご尽力をいただくこととしています。

坂庭 進 議員（再質問）

雇用の場合は、なかなかそうはなっていないのが現状だと思えます。

去年、私も黒田地区の連絡員でしたが、担当職員と会うことはなかった。各課二名ずつ忙しい時間を割いて地域を回る訳ですけども、そういう意味では効率が悪い。本当に地域の話を聞くなら、もう少し具体的に対策を立てなければと思います。

地域おこし協力隊との意思疎通が図られていないのではないという認識を持っています。この人たちが定住することは、新しく入ってくる人たちの見本、先駆けだと思えます。ここをしっかりとしなければ定住者は増えていかならないと思います。

場谷村長（再答弁）

やはり人口対策は交流人口増加を図ることが大きい、それを定住化につなげていく、そのためには働く場の確保、住まいの確保、子育て環境なり生活環境を整備していく、快適環境をつくっていくことが大事だと思います。そのためにも今まで縷々説明したことを実施していますけれども、新年度はさらに港区とのパートナーシップの実現を目指すことや全日本スキー技術選手権大会を誘致する取り組みや住まい、子育て環境、医療体制など、できる限りの環境をつくっていかねなければならぬという姿勢を盛り込んだものです。

地域担当制については、改善しなければならぬことがたくさんあります。職場の中でまた検討していきたいと思っています。

地域おこし協力隊との意思の疎通に欠けることはないですが、行政の弱い部分として、マネジメントとか事業化に対するノウハウがないことなどから隊員から適切な対応がないとの意見があるのかもしれない。その反省に立って、新年度は採用の時点から事業化までコーディネートする事業者に委託することにしました。

坂庭 進 議員（再々質問）

交流人口の拡大は、羅列だけに終わらせないで具体的に組み込まなければ

ならない。地域担当職員制度も活かしたものにしていかなければ職員に負担だけのしかかる。だからもう少し拡充し取り組みを強めていただきたい。

場谷村長（再々答弁）

地方創生は、具体的に進めていくべく

「教育行政執行方針について」

坂庭 進 議員（質問）

教育行政執行方針では、「本村の歴史や文化、環境などを学ぶことでその良さを知り、興味・関心を持たせること」で、村の将来を主体的にかつ創造的に考えられるようふるさと教育を進めます」とあります。今までのように取り組んでこられたのかお聞かせください。

森教育長（答弁）

ふるさと教育は、本村の自然・文化・歴史や産業などの教育資源を活用し、学校・家庭・地域が一体となって心豊かでたくましい子どもを育みたいという思いを込めて各種学習に取り組んでいます。

小学校一・二年生は、「ふるさとを知ること」をテーマに、小豆・大豆の

全力で努力していきたい。地域担当制はさらに工夫をしていきたい。地域おこし協力隊は、実績のある事業者に任せて、地域とつながりを持って、ほんとうに経営できるかまでコーディネートしていただくものです。

栽培、収穫、加工体験を通して、地域の人々とながりを持つことやグループ毎に町を探検し、自分と地域との関わりを広げる学習を行っております。三・四年生は、「ふるさとに学ぼう」をテーマに、本村の基幹産業である農業について学習しています。

五・六年生は、「学んだことをふるさとに生かそう」をテーマに、村の生活環境と問題点に関心を持ち、誰もが住みよい村づくりのためにどのようなことが必要かを考え発信する学習、村の将来像をデザインし発表・提言する学習を行っております。

中学校では、太鼓愛好会の協力により、「和太鼓」の演奏を体験することにより、地域の人と交流しながらふるさとを知る学習を行っております。

高校では、園児や小学生との農業や福祉に関わる異世代交流や福祉まつり、産業まつり、公民館まつりなどの各種

イベントへの参加や交通安全キャンペーンにより、地域との連携事業の取り組みを行っています。

「社会教育事業の取り組みとして、土曜日の教育支援事業」では、異学年の交流や地域の方々の協力による絵手紙

や昔遊びに触れ、ふるさと意識を養い仲間づくりを進めています。「学校支援地域本部事業」は多くのボランティアの方々を協力をいただきながら地域で児童・生徒を育てる体制を確立していただいています。

「定住人口の増加について」



山下 茂 議員 (質問)

村政執行方針では、「交流人口の増加から定住化に向けた住まいの確保、働く場づくりなどに果敢に挑戦してまいります」とあります。一方で分野別重点施策では、「定住人口の増加のみを前提とする地域づくりは既に限界を迎えている」と、また、子育て支援として、「安心して子育てができる環境づくりに努めます」ともあります。現在、留寿都村では住まいが不足しています。そのことについては議会としても申し入れをしています。残された任期を全

身全霊で留寿都村発展のために、全うすることですが、何を目標にするのでしょうか。

場谷村長 (答弁)

定住人口対策については、人口を今の二倍も三倍にもしたいという大きな希望を持って取り組んでいるところであります。人口減少が日本全体で起きている中であってもそれを抑制しつつ、更にその中で快適な環境をつくろうという考えで記載したわけです。子育て支援など具体的項目として例示したつもりです。

住まいの不足については、私も不足している認識をしています。

村政執行方針は、まさにその年度の道標です。「人口ビジョン・総合戦略」を実現するための施策を推進するなど、本村の発展と住民福祉の向上のために健全な財政運営と各種政策との整合性を図りながら、全身全霊で取り組むと

いう決意です。

山下 茂 議員 (再質問)

民間賃貸共同住宅は、十二戸計画して六戸になりました。その理由、賃貸料五万円の設定理由の説明はまだいただいている。厳しいハードルを付けて差別しているようです。お金持ちしかできないです。去年の条件では、今回も同じ条件で募集するのですか。

場谷村長 (再答弁)

共同住宅については、まず建てていただくこと、それから手頃な家賃で住める、両者の二ーズが合致する制度を組んだものです。昨年度は結果として一棟六戸ということですが、補助金の考え方として、常に過去との整合性が必要だと思えます。実施している市町村の事例も勘案して五万円という設定をさせていただいたわけです。金持ちでなければということですが、私は資力信用は市場原理の中で至極当然のことだと思っています。作る人が必ずしも金持ちだとは思っておりません。信用によって資力を補う場合もあると思います。もし目的が実現できないとなれば損失するのは納税者です。行政は資力信用等、ある程度見定めた中で事業を実現していかねばならないし、今後もそのように進めさせていただきたい。

審議状況

第一回定例会における主な質疑応答をお知らせします。

「留寿都村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」

(反対討論：坂庭進議員)

村民の多くは国保税は高いという認識があり、上げていくことに対して反対いたします。

「平成二十八年度留寿都村一般会計予算」

(岩田信雄議員)

三年の期限をもって一旦廃止するとしていた土壌病害対策事業、自立的土地改良事業、農地等災害防止対策事業を継続する理由は何か。

(場谷村長)

村政懇談会や団体等と協議して、もう少し支援してほしいとの声が多かったので、一年延ばすことにした。

(岩田信雄議員)

村政懇談会では意向の確認というよりは、補助金要りませんかと聞いていたようだった。広報にも出たが、それほど強く希望していないようだった。廃止決定までにはアンケートも取り、三年の周知期間を設け、農業者も納得していたと聞いたが、その判断を覆す

特別の理由があったのか。補助金を長期に出し続けるのはいかがなものか。

(場谷村長)

いろいろな意見・要望を確認したが、もう一つPPP問題があり、国内対策がはつきり見えていない段階でもあり、そのことも踏まえてこのような措置をとりました。普及センターの所長等もガスタードについては有効で効果を上げていていると伺いました。

(玉手保弘議員)

留寿都村中小企業振興資金融資預託金が昨年の倍額計上されていますが、村外から留寿都に来る新規創業者も対象になるのか。

(西原産業課長)

これは信金に対して出している預託金でそれを利用した中小企業の方に経営革新等支援事業の補助金を出すというもので、村内に移住して起業する方も対象となります。

(浪越和一議員)

留寿都村プレミアム商品券について、非常に好評であったと聞いています。ただ、最初は購入制限があつて、途中からいくらかでも売る、買いに行くと既に無かつたという話を聞いています。今年はそのような形で進める予定か。

(西原産業課長)

一世帯上限五セットまでと計画しています。

(玉手保弘議員)

観光パンフレット作成業務委託が二箇所で見積りされているが何故か。

(浦城企画課参事)

ふるさと納税の返礼品と同梱する分と観光の分と分けて計上しています。

(玉手保弘議員)

全日本スキー技術選手権大会負担金として百万円計上されていますが、これは求められた協力費なのか留寿都村から出された金額なのか。

(場谷村長)

ルスツリゾートから要望があり、これまででの開催地と同じく補助・支援することとしたものです。

(玉手保弘議員)

この大会の意義や留寿都にもたらす影響力を考えれば、全国から人が来るので、村長の言う留寿都ファンを全国に増やすチャンスとしてももう少し上乗せして出しても良いと思う。

(玉手保弘議員)

「るすつぴー」の着ぐるみは作製する考えはあるか。

(浦城企画課参事)

平成二十八年度は、周知・広報段階として、着ぐるみは作製する予定はありません。観光協会の予算としてPRのためのグッズ等は計上していますが、着ぐるみについては今後の検討とさせ

ていただきます。

(玉手保弘議員)

村道の補修工事はどのような判断で予算計上されているのか。

(長尾副村長)

修繕費は道路の小破修繕、草刈り装置の修繕、村道の舗装修繕などですが、過去の実績等を踏まえながら計上しています。

(玉手保弘議員)

生活道路の維持管理は大事だと思うので、雪が降る前に点検調査して、排雪ダンブが多く通る道路は傷みも早くなるので、計画的に実施していただきたい。

(坂庭進議員)

村道区画線表示工事は毎年やっているが、あとどのくらい残っているのか。

(長尾副村長)

村道の区画線はかなりの延長があり、一度にやれるものではなく、ローテーションしながら毎年計上しています。六年に一度くらいの回りになるように対処しています。

(山下茂議員)

消防費に新規採用の教育費が入っていますが、誰かが退職したのか、それとも増員か。

(暮地企画課長)

今年度一名退職します。そして二十八年度に一人採用します。その分の教育費を計上しています。

(山下茂議員)

退職する方はいつ入った方か。

(暮地企画課長)

二十六年採用で丸二年です。

(山下茂議員)

二年前に来て教育を受けて、辞めていく。初任者教育費は留寿都で負担するのですね。毎年辞められたら、毎年初任者教育費を計上することになる。割に合いませんよね。

(暮地企画課長)

消防組合本部に申し伝えていきたい。

(玉手保弘議員)

人口ビジョン・総合戦略については、具体的な事業は予算付けしたうえで説明するということができたが、どこに反映されているのか。

(暮地企画課長)

人口減少対策事業は七十七事業掲載されています。主だったものを後ほどまとめて出させていただきます。

(玉手保弘議員)
改めて議員全員協議会でご説明願いたい。

(浪越和一議員)
地域おこし協力隊任用支援事業業務委託はどういう契約をする予定か。成功報酬として払うのか。

(浦城企画課参事)

従来、ホームページとか公的な無償のサイトを使って募集していたのをソーシャルメディアの大きい外部委託を使って募集する業務委託の予定です。募集の広告作成業務で成功報酬ではなく、発注すると経費がかかります。ただ、募集だけでなく、面接採用のサポート、隊員の適性判断なども含めてと考えています。

(藤田成徳議員)

二十八年度においては、除雪や芝刈りとか色々高額な業務がある。競争入札でやってもらいたい。

(場谷村長)

競争性を保っていききたい。仮に随意契約の場合も透明性を高めていききたい。

議員全員協議会 (二月五日)

(開催経緯)

*村内の建設設備運輸土木等の企業が中小企業協同組合法に基づく事業協同組合として、除排雪等の共同受注を目的に新たに設立された。その組合と村が村道等除雪委託契約を締結したことについて、議員から説明を求める意見が出されたことから、議員協議会を開催することになった。

説明を求める内容については、組合が設立されたことよって、関係業者が構成メンバーとなったため、村は組合一者との見積合わせにより業務を委託したが、①業者の選考に当たっては、村財務規則で定めているとおり、競争性や透明性を確保する観点からもこれまでどおり二者以上の者から見積りを聴取すべきではなかったか。②地元企業の育成及び活用の観点から村内企業に限定した見積聴取は理解できるが、業務の目的内容に相応する相手であれば村外企業も選考に加えることも適当ではなかったか。③一者随意契約の判断は、執行方針の転換であるので、事前に議会に説明しなかったことは議会軽視ではないかとのこと。

主な協議内容(質疑応答)

「ルストツメンテナンス組合について」

(藤田成徳議員)

この協議会の開催は私から要請した組合ができることは議員には一切話がなかった。大きく執行方針が変わったことに対して何にも説明なく極秘裏に進めたのは議会軽視でないのかという思いです。

(場谷村長)

今回の除雪の契約については、一者随意契約で問題ないとの報告を受けているが、間違いがあれば正さなければならぬし、随意契約や入札などの契約などは厳正に処理することを指示していることは変わっていません。

(藤田成徳議員)

金額も大きく、定款では村の業務をすべて請け負うと書いてある。それが、随意契約になったとすると大きく執行方針が転換されたのを議会に報告もしない、それが正常だというのであれば話にならない。

(場谷村長)

誤解がある。村としては事務的に問題がなければ設立申請は受理するのであって、契約はすべて一者随意契約をするとは考えていない。

(長尾副村長)

契約の競争性や透明性の確保については議員の言うとおりです。組合は民間業者が集まってつくられたものであって、設立自体がいいとか悪いとか口をはさむべきものではないことが前

提です。

地方自治法で競争入札が原則と規定されており、その他の契約方法は例外となっており、今回の場合は、性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当すると認識している。除排雪は天候・地域差により出動判断することから地域内の道路事情等に精通している業者を選定しているという合理性がある。

除排雪は、平成二十五年度までは長年一者随意契約で締結している。他の事業者の能力に応じて参入機会を与えるべきとして、平成二十六年には地元三者で見積合わせをした。平成二十七年については、地元の事業者全てが組合の構成員になったため、一者随意契約とした。こういう契約方法について、違法性を顧問弁護士に照会した結果、問題ないとの回答を得ている。

(浪越和一議員)

一者随意契約については、理解したが、北海道においては、組合の場合の選考基準があるが、村はあるのか。

(長尾副村長)

従来の除雪受託業者がすべて入っているの組合を認めた。実績のない業務への指名については、個々に判断していかなければならないと考えている。

(藤田成徳議員)

組合をどのようにとらえているのか。概ね過半数以上同業種で構成されているのが本来ではないか。

(長尾副村長)

最近は異業種の構成の組合が増えてきているので、同業種と限定されているものではないと考えている。

(藤田成穂議員)

平成二十八年度は、他町村の業者も入れてほしい。

(浪越和一議員)

今までも地場業者として近隣町村業者も入れているはずなので、その基本を守ってほしい。除雪業務については致し方ないと思う。

(仙北谷総務課長)

役場として組合を特別な扱いするつもりはありません。従前二者以上の見積もり合わせを実施していた場合には、組合を入れることで競争ができないとすれば、構成メンバー個々の業者で見積合わせを行うこととします。従前二者随意契約のもので、組合が請け負えるものであれば一者随意契約でも問題はないとしています。組合が設立されたことで、組合と優先的に契約をすることではないと確認しています。

(藤田成穂議員)

組合設立が地元業者の育成になると思えない。透明性を確保するのであれば、他町村と組合を競争させるのが本来だと思う。

(長尾副村長)

今まで地元業者を含めて競争したう

えで、地元企業にいい仕事をしていただきたいという考え方で進めてきましたが、今後は他町村を加えていくべきだという意見として受け止めていいのでしょうか。

(山下茂議員)

地元の企業を大事にしていくことが大前提だと思う。

(藤田成穂議員)

透明性を確保するためには、門戸を開いて行うべき。

(仙北谷総務課長)

従来は、村内で競争性が確保できるものは、取って村外を参加させないとしていたが、そのような場合も枠を外して行うべきだとすると今までの方針の変更になるので確認したほうがよいかと、地元の中で競争性を保てるのであれば、地元の中で行っていくことではないのか、ということですが、競争性を保つためには、組合ではなく構成員を指名することは確認しています。

* 契約に係る考え方について、後日あらためて報告を受けることとした。

議員全員協議会 (二月十八日)

主な協議内容(質疑応答)

「平成二十八年度留寿都村一般会計並びに特別会計当初予算について」

(藤田成穂議員)

地域おこし協力隊の食品加工の詳細及び方向性について説明してほしい。

(場合村長)

過去三回募集したが、来ていない積み残しの食品加工担当を再募集しようというもの。最終的には定住して起業してもらうことが目標です。

(浪越和一議員)

起業してもらうのは難しいのではないのか。喜茂別町では開業している元隊員もいると聞いているが、そのようにしたいのか。

(場合村長)

そのように考えている。

(岩田信雄議員)

パークゴルフ場の看板設置の予算はあるのか。

(西原産業課長)

手作りになるかもしれないが対応します。

(山下茂議員)

五輪会館の屋根は全面張替か。過去二回塗装してきているというが、張替の間隔が短いのではないかと。

(阿部住民福祉課長)

早いと思うが、現状を見て、もう塗装できないので張替とした。

(浪越和一議員)

「ほっけ」の図書購入費が少ない。教育委員会と連携して子どもたちでできるだけ本を読ませてあげてほしい。

(松下こどもセンター長)

公民館図書室とほっけの図書室は共通管理しているので、効率的に図書購入している。

(岩田信雄議員)

民間共同住宅の募集はどうなっているのか。

(仁義建設課長)

村は入居者募集には関与しない。公営住宅からの転居希望は聞き取りしたが、希望者はいなかった。

(浪越和一議員)

経営革新等支援事業を詳しく説明してください。

(西原産業課長)

新規分は中小企業融資資金を活用した融資六百万円に対し返済元金の三分の二補助、店舗家賃年六十万万円を三

年間、安定資金年三百万円を三年間補助。既存分は、中小企業融資資金を活用した融資六百万円に対し返済元金の三分の二補助となっています。

(浪越和一議員)

新規の融資条件は厳しいのではないかと。あげるぐらいの気持ちで使いやすい制度にした方がよい。

(場谷村長)

三年間やっているが実績はまたないので、より使いやすい制度に変更した。

議員全員協議会 (三月一日)

主な協議内容(質疑応答)

「平成二十八年留寿都村一般会計並びに特別会計当初予算について」

*ふるさと納税推進事務について、副村長より総務課長退職後、委託を受けることを目指して起業する報告したことに対し議員の意見を聞いた。

(玉手保弘議員)

他町村の状況は？

(仙北谷総務課長)

商工会や観光協会が受託可能な場合は、そこで受けているが、そうでない

れば民間委託していると思う。

(山下茂議員)

議員に意見を求めることではないのではないかと。

(秦正樹議員)

平成二十八年度は、臨時職員で対応して様子を見た方がよいのではないかと。

(浪越和一議員)

議会が判断することではない。村長の決断でよい。

(藤田成徳議員)

個人の責任で起業する決意をしたのだからいいのではないかと。

(坂庭進議員)

起業する人を増やすことは大切なことだが、役場組織として停滞のないようにしてほしい。

(岩田信雄議員)

(本田広司議員) 本人の意思であればいいのではないかと。

(山下茂議員)

議員に聞く問題か？ 退職後を保障するかのような話であればおかし。

*退職して起業することについては、それによって行政が停滞することがないようにとの意見やむしろ応援したい

など、それぞれ個人的な意見は出されたが、議会として、賛成、反対を決めるものではないとした。

「契約事務に係る村の方針について」

(場谷村長)

過日の議員全員協議会において、ルスマンテナンス組合の設立経緯及び除排雪業務の随意契約について議論されたところですが、入札や規約等に係る認識の相違を充分埋めることができなかつたことから、議長から今後の方向性を整理のうえ、あらためて説明するよう指示がありましたのでご説明致します。

すべての地方公共団体の契約については、地方自治法の規定に基づいて競争入札により執り進めることが原則です。例外として、政令等で随意契約を認められている場合があります。村が行う契約の事務については、これらの法令や村の財務規則等の諸規定に基づき、公平公正に執行されることを基本として、それぞれの事情や特性に依りて、個別に判断しなければならぬものであり、そのうえで競争入札に抛らず随意契約にする場合にあっては、競争性を確保するよう努めてまいりたい。また、一者随意契約の適応に際しては、特に透明性の確保が求められることから、妥当性と必要性の有無についても十分精査するなど、改善すべき点は改善を図り、より適正な事務執行に努めてまいりたいと考えております。

*二月五日の議員全員協議会で議論されたことに基づいて、あらためて契約事務について村の方針を説明するもの。

「議会・ひとくちメモ」

議員全員協議会は、事実上、議会議員の全員が集まり、議会提出予定案件の事前の協議や調整、その他行政上の重要問題等について議会の意見を聞くために開かれる会議のことをいいます。

議員にとつても村長からの提案案件以外でも、事前に通告することとで、自らの意見を述べたり、疑義を質したい案件について、自由に発言でき、また詳細な説明を受けられることもできます。

議会を傍聴してみませんか

議会は公開が原則です。



【第1回定例会（3月8、16日）審議結果】

| 議案 | 件名（主な内容） | 結果 |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 議案第1号 | 留寿都村行政手続条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 議案第2号 | 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 | 原案可決 |
| 議案第3号 | 留寿都村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 議案第4号 | 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 議案第5号 | 留寿都村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 議案第6号 | 村税条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 議案第7号 | 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 議案第8号 | 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 議案第9号 | <p>平成27年度留寿都村一般会計補正予算（第9号）</p> <p>予算現額に3,726万3千円を減額し、予算総額26億7,857万9千円となりました。</p> <p>・歳入 地方交付税（普通交付税）……………173万2千円追加 国庫負担金（国民健康保険基盤安定国庫負担金）……………103万5千円追加 国庫補助金（社会保障・税番号制度システム整備費補助金(総務省分)） …………… 89万6千円減額 国庫補助金（個人番号カード交付事業補助金）…………… 31万6千円追加 国庫補助金（地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金） …………… 515万円追加 国庫補助金（社会保障・税番号制度システム整備費補助金（厚生労働省分）） ……………163万3千円減額 国庫補助金（地域少子化対策重点推進交付金）…………… 20万5千円追加 道負担金（国民健康保険基盤安定対策費道負担金ほか）… 37万1千円追加 道補助金（環境保全型農業直接支払交付金ほか）……………273万6千円減額 寄附金（一般寄附金）…………… 1,000万円追加 基金繰入金（財政調整基金繰入金）……………2,008万2千円追加 基金繰入金（公共施設整備基金繰入金）……………146万3千円減額 村債（情報セキュリティ強化対策事業債）…………… 510万円追加</p> <p>・歳出 総務管理費（消耗品費）…………… 380万円追加 総務管理費（通信運搬費ほか）……………142万3千円追加 総務管理費（役場庁舎等電話設備保守業務委託）…………… 62万2千円減額 総務管理費（社会保障・税番号制度対応システム改修業務委託） …………… 303万円減額 総務管理費（総合行政システム強靱化改修業務委託）…1,063万8千円追加 総務管理費（二要素認証及びファイル暗号化システム導入業務委託） ……………287万3千円追加 総務管理費（役場庁舎等電話設備交換工事） ……………146万3千円減額 総務管理費（中間サーバー・プラットフォーム整備事業負担金） …………… 64万2千円減額 総務管理費（財政調整基金積立金）…………… 3,000万円追加 戸籍住民基本台帳費（通知カード・個人番号カード関連事務交付金ほか） …………… 37万5千円追加</p> | 原案可決 |

| | | |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| | 社会福祉費（後志広域連合負担金）……………298万9千円追加 社会福祉費（高齢者居宅サービス支援事業扶助費）……………2万5千円追加 社会福祉費（国民健康保険事業特別会計繰出金ほか）………160万9千円追加 児童福祉費（子ども・子育て支援システム改修業務委託） ………………41万1千円追加 農業費（環境保全型農業直接支払交付金ほか）……………684万9千円減額 林業費（未来につなぐ森づくり推進事業補助金ほか）………27万5千円減額 商工費（地域おこし協力隊報償）……………199万9千円減額 商工費（地域おこし協力隊活動費補助金）……………200万円減額 | |
| 議案第10号 | 平成27年度留寿都村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） 予算減額に844万9千円を追加し、予算総額1億1,412万8千円となりました。 ・歳入 国民健康保険税（医療給付費分滞納分ほか）……………381万2千円追加 一般会計繰入金（一般会計繰入金）……………190万7千円追加 基金繰入金（国民健康保険基金繰入金）……………173万8千円減額 繰越金（前年度繰越金）……………425万円追加 国庫補助金（社会保障・税番号制度システム整備費補助金（厚生労働省分） ………………21万8千円追加 ・歳出 総務管理費（後志広域連合負担金）……………844万9千円追加 | 原案可決 |
| 議案第11号 | 平成27年度留寿都村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号） 予算現額に200万円を減額し、予算総額1億6,306万1千円となりました。 ・歳入 村債（泉川膜ろ過浄水場建設事業債）……………200万円減額 ・歳出 浄水場建設費（泉川膜ろ過浄水場建設工事管理業務委託ほか） ………………63万9千円減額 浄水場建設費（泉川膜ろ過浄水場建設工事）……………180万円減額 基金積立金（簡易水道事業基金積立金）……………43万9千円追加 | 原案可決 |
| 議案第12号 | 平成28年度留寿都村一般会計予算 | 原案可決 |
| 議案第13号 | 平成28年度留寿都村国民健康保険事業特別会計予算 | 原案可決 |
| 議案第14号 | 平成28年度留寿都村簡易水道事業特別会計予算 | 原案可決 |
| 議案第15号 | 平成28年度留寿都村診療事業特別会計予算 | 原案可決 |
| 議案第16号 | 平成28年度留寿都村介護サービス事業特別会計予算 | 原案可決 |
| 議案第17号 | 平成28年度留寿都村公共下水道事業特別会計予算 | 原案可決 |
| 議案第18号 | 平成28年度留寿都村後期高齢者医療事業特別会計予算 | 原案可決 |
| 議案第19号 | 後志広域連合規約の変更 | 原案可決 |
| 議案第20号 | ようてい地域消費生活相談窓口運営協議会規約の変更 | |
| 議案第21号 | 留寿都村過疎地域自立促進市町村計画の策定 | |
| 議案第22号 | 平成27年度留寿都村一般会計補正予算（第10号） 予算減額に120万円を追加し、予算総額26億7,977万9千円となりました。 ・歳入 基金繰入金（財政調整基金繰入金）……………120万円追加 ・歳出 総務管理費（留寿都村保健師就業時一時金貸付金）……………120万円追加 | |

| 議案 | 意見書等(主な内容) | 結果 |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 発議第1号 | 「情報・コミュニケーション法(仮称)」早期制定を求める意見書 障害者基本法第3条に手話が「言語」として定義されていることに基づいて、情報・コミュニケーションにバリアを持つ社会構成員の基本的人権としてあらゆる場面で情報・コミュニケーションを保証するための法整備を求めるもの。 | 原案可決 |
| 発議第2号 | 介護報酬の再改定を求める意見書 早期に介護事業所と介護労働者が充実したサービスを提供できるよう、介護報酬のマイナス改定を見直すことを求めるもの。 | 原案可決 |
| 発議第3号 | 飲酒運転根絶を宣言する決議 被害者、加害者がともに大きな犠牲を払う悲惨な交通事故、中でも一人一人の取り組みによって防止できるはずの飲酒運転による交通事故が依然として後を絶たない状況にあることから、村民一丸となって飲酒運転の根絶に取り組むことを宣言するもの。 | 原案可決 |

*意見書については、関係機関に提出しました。

平成27年度各会計予算

| 会計名 | 平成27年度 | 平成26年度 | 伸び率(%) |
|---------------|--------------|-------------|--------|
| 一般会計 | 32億3,159万6千円 | 26億73万3千円 | 24.3 |
| 国民健康保険事業特別会計 | 9,450万8千円 | 9,216万3千円 | 2.5 |
| 簡易水道事業特別会計 | 4億9,455万1千円 | 1億7,119万1千円 | 188.9 |
| 診療事業特別会計 | 1億1,295万9千円 | 1億2,081万7千円 | △6.5 |
| 介護サービス事業特別会計 | 1,783万1千円 | 1,758万8千円 | 1.4 |
| 公共下水道事業特別会計 | 1億1,427万6千円 | 1億7,329万6千円 | △34.1 |
| 後期高齢者医療事業特別会計 | 2,182万1千円 | 2,164万2千円 | 0.8 |

【第1回臨時会(2月18日)審議結果】

| 議案 | 件名(主な内容) | 結果 |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 議案第1号 | 専決処分の承認【平成27年度留寿都村一般会計補正予算(第7号)】 予算現額に1,044万6千円を追加し、予算総額26億3,848万2千円となりました。 ・歳入 寄附金(一般寄附金)……………2,000万円追加 基金繰入金(財政調整基金繰入金)……………955万4千円減額 ・歳出 総務管理費(消耗品費ほか)……………1,044万6千円追加 | 原案承認 |
| 議案第2号 | 議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 議案第3号 | 留寿都村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 議案第4号 | 留寿都村教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 議案第5号 | 留寿都村職員の給与の関する条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |

| | | |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 議案第6号 | <p>平成27年度留寿都村一般会計補正予算（第8号）</p> <p>予算現額に283万4千円追加し、予算総額26億4,131万6千円となりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歳入 基金繰入金（財政調整基金繰入金）……………283万4千円追加 ・歳出 議会費（期末手当）……………17万4千円追加 総務管理費（職員手当ほか）……………330万円追加 社会福祉費（介護サービス事業特別会計繰出金）……………10万円追加 保健衛生費（診療事業特別会計繰出金）……………25万円追加 都市計画費（公共下水道事業特別会計繰出金）……………7万8千円追加 消防費（羊蹄山ろく消防組合負担金）……………106万8千円減額 | 原案可決 |
| 議案第7号 | <p>平成27年度留寿都村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）</p> <p>予算総額1億6,506万1千円となりました。</p> | 原案可決 |
| 議案第8号 | <p>平成27年度留寿都村診療事業特別会計補正予算（第2号）</p> <p>予算現額に25万円を追加し、予算総額1億1,518万4千円となりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歳入 一般会計繰入金（一般会計繰入金）……………25万円追加 ・歳出 総務管理費（職員手当ほか）……………25万円追加 | 原案可決 |
| 議案第9号 | <p>平成27年度留寿都村介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）</p> <p>予算現額に10万円を追加し、予算総額1,758万8千円となりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歳入 一般会計繰入金（一般会計繰入金）……………10万円追加 ・歳出 総務管理費（職員手当ほか）……………10万円追加 | 原案可決 |
| 議案第10号 | <p>平成27年度留寿都村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）</p> <p>予算現額に7万8千円を追加し、予算総額1億7,096万8千円となりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歳入 一般会計繰入金（一般会計繰入金）……………7万8千円追加 ・歳出 総務管理費（職員手当ほか）……………7万8千円追加 | 原案可決 |

【第2回臨時会（4月26日）審議結果】

| 議案 | 件名（主な内容） | 結果 |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 議案第1号 | <p>専決処分の承認【村税条例等の一部を改正する条例について】</p> <p>地方税法等の関係法律の一部改正に伴い、村税条例等に所要の改正をしたもの。</p> | 原案承認 |
| 議案第2号 | <p>専決処分の承認【国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について】</p> <p>地方税法等の関係法律の一部改正に伴い、国民健康保険税条例に所要の改正をしたもの。</p> | 原案可決 |
| 議案第3号 | <p>平成28年度留寿都村一般会計補正予算（第1号）</p> <p>予算現額に64万4千円を追加し、予算総額32億3,224万円となりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歳入 基金繰入金（財政調整基金繰入金）……………64万4千円追加 ・歳出 道路橋りょう費（修繕料）……………69万7千円追加 高等学校費（高等学校非常勤講師報酬）……………127万3千円減額 高等学校費（留寿都高等学校福祉教化講師業務委託）……………122万円追加 | 原案可決 |
| 議案第4号 | <p>廃棄物収集運搬車の買入れについて</p> <p>廃棄物収集運搬車（11トン級／10.2m³ プレス級） 1台</p> | 原案可決 |
| 議案第5号 | <p>ロータリ除雪装置の買入れについて</p> <p>ロータリ除雪装置（11トン級除雪ドーザ汎用） 1台</p> | 原案可決 |
| 選挙第1号 | <p>羊蹄山麓環境衛生組合議会議員の選挙</p> <p>玉手保弘議員を選出。</p> | |
| 選挙第2号 | <p>羊蹄山ろく消防組合議会議員の選挙</p> <p>玉手保弘議員を選出。</p> | |

議会日誌

2 月

- 5日 議員全員協議会 (村内 議長、各議員出席)
資格審査特別委員会 (村内 各委員出席)
議会広報編集委員会 (村内 各委員出席)
- 15日 議員全員協議会 (村内 議長、各議員出席)
- 18日 第1回留寿都村議会臨時会
(村内 議長、各議員出席)
- 議員全員協議会 (村内 議長、各議員出席)
- 19日 後志広域連合議会運営委員会
(倶知安町 議長出席)
- 22日 羊蹄山ろく消防組合第1回臨時会
(倶知安町 消防議員出席)
- 24～25日
後志町村議会議長会定期総会並びに行政懇談会
(札幌市 議長出席)
- 26日 後志広域連合議会定例会
(倶知安町 議長出席)

3 月

- 1日 議員全員協議会 (村内 議長、各議員出席)
- 2日 留寿都高等学校卒業証書授与式
(高等学校 各議員出席)
- 4日 議会運営委員会 (村内 委員長ほか出席)
- 8日 第1回留寿都村議会定例会 (第1日)
(村内 議長、各議員出席)
- 14日 留寿都村寿会定期総会
(高齢者生活支援ハウス 議長出席)
- 議会運営委員会 (村内 委員長ほか出席)
- 15日 留寿都中学校卒業証書授与式
(中学校 各議員出席)
- 16日 第1回留寿都村議会定例会 (最終日)

- (村内 議長、各議員出席)
- 23日 留寿都小学校卒業証書授与式
(小学校 各議員出席)
- 29日 羊蹄山ろく消防組合第1回定例会
(倶知安町 消防議員出席)
- 30日 留寿都村老人クラブ連合会代議員総会
(高齢者生活支援ハウス 議長出席)
- 後志教育研修センター第1回組合議会定例会
(倶知安町 組合議員出席)

4 月

- 6日 留寿都小学校入学式
留寿都中学校入学式
(各学校 議長ほか出席)
- 8日 交通安全祈願祭 (神社 議長ほか出席)
- 9日 留寿都高等学校入学式
(高等学校 議長ほか出席)
- 11日 倶知安余市道路新規事業化に係る行動
(札幌市 議長出席)
- 羊蹄山麓町村議会正副議長会研修会
(倶知安町 議長出席)
- 12日 資格審査特別委員会 (村内 各委員出席)
- 13日 総務・民生常任委員会 (村内 各委員出席)
産業・建設常任委員会 (村内 各委員出席)
- 議員全員協議会 (村内 議長、各議員出席)
- 19日 為公会と語る夕べ (東京都 議長出席)
- 20日 倶知安余市道路新規事業化に係る行動
(東京都 議長出席)
- 26日 議員全員協議会 (村内 議長、各議員出席)
- 第2回留寿都村議会臨時会
(村内 議長、各議員出席)
- 議会広報編集委員会 (村内 各委員出席)
- 27日 留寿都村防犯協会通常総会
(村内 議長出席)
- 29日 ルスツリゾート安全祈願祭
(ルスツリゾート 議長出席)

編集後記

今年は雪も少なく暖かくて雪解けも進みましたが、4月からの天候不順で農作業はそれほど進んでいません。

でも、大根、人参、早だし芋にかける被覆材^{ひふくざい}で畑は白く変化しています。

今回お届けする議会だよりは、3月予算議会でもあり、議員それぞれの発言も多く、ボリュームが大きくなっています。要約して掲載^{けいやく}しておりますが、それぞれの議員の発言の趣旨^{そこ}を損なわないように編集しているつもりです。

また、掲載している以外にも、議員全員協議会等

は開催されていますが、定例会等提出議案の事前審議に係るもの、その他、住民生活に関わる重要案件に限って掲載することとしています。

これからも議会の様子をわかりやすく伝える編集を心掛けてまいります。

(坂庭)

編集スタッフ

| | | | |
|------|------|----|-------|
| 委員長 | 坂庭 進 | 委員 | 玉手 保弘 |
| 副委員長 | 秦 正樹 | 委員 | 岩田 信雄 |